

亀岡市障害者施策推進協議会 議事録要旨

日時 : 平成 30 年 8 月 8 日 (水) 午後 1 時 30 分~3 時 10 分

場所 : 亀岡市役所 市民ホール

出席者 : 委員 : 高木 信義、酒井 忠繁、武藤 章子、岸田 浩、中村 克子、寺田 直人
峰島 厚、中村 雄一、光井 貢、材木正昇、田中 太郎 計 11 名
※欠席者 : 松井 やす子、石野 茂

亀岡市 (健康福祉部) :

健康福祉部長 栗林 三善

障害福祉課長 俣野 敏和

障害福祉課副課長兼

障害者医療係長事務取扱 木村 邦彦

障害福祉課障害者給付係長 吉田 千春

障害福祉課地域生活支援係長 片山 賀子

障害福祉課障害総務係長 鎌江 裕

障害福祉課障害総務係 主任 中澤 大樹 7 名

計 18 名

資料 ・ 亀岡市障害者施策推進協議会次第

・ 資料 1 第 4 期亀岡市障害福祉計画進捗状況について

・ 資料 2 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例について

1. 開会

2. 辞令交付式

市長から辞令交付

3. 市長挨拶

4. 委員紹介

5. 事務局職員紹介

6. 本会成立の宣言 (過半数以上の出席による)

7. 会長選出

●事務局

会長選出にあたり、条例第4条の規定で「会務を総理し、協議会を代表する者」として会長を選出することが定められており、その選出は「委員の互選により選出する」とされています。

会長の選出について、自薦・推薦がございましたら、御提案ください。

(委員から挙手)

●委員

障害者施策の推進に向け、障害者施策に精通された中村委員様に今後の施策の方向性を取りまとめていただければと思いますので、お願いしたいと思えます。

●事務局

ただいま、中村委員の会長への御推薦をいただきましたが、御賛同いただければ、委員の皆様の拍手により御承認いただきたいと思います。

(全員拍手)

●事務局

ありがとうございます、それでは中村様を会長ということで、よろしく願いしたいと存じます。

(中村委員、会長席へ移動)

8. 職務代理者指名

●事務局

続きまして、会長の職務代理者を選任したいと存じます。決定方法につきましては、条例第4条第3項に規定により、会長の指名によることと条例により規定されております。それでは、会長、よろしく申し上げます。

●会長

それでは、職務代理者を選任したいと存じます。

計画の進捗、障害福祉法制及び施策に詳しく、「第5期亀岡市障害福祉計画」

の策定においても貴重な御意見、御助言を賜り、その能力を存分に発揮いただいております峰島委員に、前期に引き続きぜひお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

(峰島委員、職務代理者席へ移動)

●事務局

ありがとうございます。ただいまの御指名により新会長、新たな職務代理者が就任いただいたところです。

それでは、会長、職務代理者に一言御挨拶を頂戴いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

●会長あいさつ

ただいま会長に御推薦賜りました中村でございます。本日御参加の各委員におかれましては、障害者施策について一生懸命取り組んでおられる方々ばかりであります。その中で前期に引き続き会長職を仰せつかりました。重責ではございますが、この協議会の設立趣旨である「亀岡市の障害者施策の円滑な推進及び充実」のために、今期の協議会運営が有意義なものとなりますよう、努めてまいります。

是非みなさんの御協力をよろしくお願ひいたします。

●会長職務代理者あいさつ

御指名をいただきました峰島です。前期に引き続き会長を補佐すると共に、皆様の自由なご意見あるいはご協力を賜る中で、任務を遂行してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

9. 議事

(1) 第4期亀岡市障害福祉計画進捗状況」について

●会長

それでは、議事を進行させていただきます。議事の一つ目「第4期亀岡市障害福祉計画進捗状況」についてです。事務局から説明をお願いします。

●事務局説明

●会長

ただいま事務局から説明をいただきました。委員の皆様、質問ございますか。

●委員

82ページ地域生活支援事業の自発的活動支援事業について、例えばどんな事業が他市では対象になっていますか。

●事務局

京都府下でも数ヶ所取り組まれているところがあり、実際どのような支援をされているのかをお聞きしました。

自立支援協議会等から自発的にできた精神障害者支援団体が、講演会を実施された際に補助金を拠出し、障害者の居場所作り等について自発的な活動されているような団体をサポートしているとお聞きしています。

支援員も含め、障害者や家族会等の団体と情報交換できる交流会や、障害者等を含め、地域における災害対策活動をされている団体等がありましたら、支援を行うことができると考えております。

●会長

各委員この事業について、事業内容を明確にイメージいただいているのであれば、この場でお聞かせ願えればと思います。団体等が自発的に活動されているということが重要ですね。

●事務局

どの団体が良い悪いということはありませんが、市からの事業委託とは別の形で、自発的な取り組みをされているボランティア団体等で支援を受けたいとお考えの場合は、御相談いただければと思います。

●会長

ありがとうございます。ほかに皆様、御意見ございますでしょうか。

●委員

74ページですが、福祉施設から一般就労への移行が順調に推移していますが、何か理由があるのですか。また、移行された方はお住まいの地域で就職されているのかどうか、もし分かれば教えていただきたい。

●事務局

一般就労への移行が順調に推移しているのは、地域の施設等に尽力いただいていることによるものと考えています。就職先については、病院への清掃業務、

ホテルの厨房、郵便局の事務、施設の清掃業務等に就いておられます。

亀岡市内の事業所への就職は、1割程度です。亀岡から京都市内へ通勤されている方が多く、それが一般就労への移行増に繋がっているものと考えます。

●委員

就職した方のアフターケアが大変になる可能性がありますね。

●事務局

そこは、既存事業所で支援を続けていただいているとお聞きしております。

●会長

他に御意見いかがでしょうか。無いようでしたら、引き続きまして議事2、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例について事務局からお願いいたします。

(2) 「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」について

●事務局説明

●会長

今の事務局の報告について何かありましたら御意見をお願いします。

●委員

条例施行に伴い、現状を把握するような方法を示す等、施行後の成果確認について取り組んでいなければならないと思います。聴覚障害を抱えた方以外にもコミュニケーションの困難な方がいますので、そのことを含めて、コミュニケーション手段の普及について今後しっかりと成果が出るような取組みが必要だと思います。

●会長

条例では、手話言語だけが目立っているように思われますが、あらゆるコミュニケーション手段を普及していく姿勢を忘れず、進めていかなければならないと考えています

条例施行から4ヶ月が経過しましたが、各委員の皆様もそれぞれの職場で何か取り組まれた実績があれば御紹介ください

●委員

私は身体障害者福祉協会の会長を務めておりますが、手話言語及び障害者コミュニケーション条例に係る取り組みについては、着手できていない現状です。私自身も視覚障害がありますが、視覚障害の取組みとしては災害時の対応について、昨今の災害時において色々な課題を残したので、今年度中にしっかり団体内のマニュアルの見直しを行いたいと考えています。

●委員

手話言語及び障害者コミュニケーション条例が念願叶い施行され、非常にうれしく思っております。身体障害者福祉協会としては、6月23日開催の条例施行記念イベントについて、協会の機関紙にその内容を掲載しています。今後、目に見える形の成果が出るよう、期待を抱いています。

亀岡市が手話通訳士を来年度1名、採用募集をすると聞いており、大変うれしく思っています。手話通訳のできる職員が1名増えることは大きな成果だと感じています。

亀岡市の職員の皆様も手話を学ぶ機会が増えているということで、心強い限りです。

手話が無ければ、私たちは情報が入ってこない。地域で安心して暮らすためには手話が必要であり、手話が根付いた環境づくりが必要と協会内でも話しております。障害を抱える方の中にも高齢者の割合が増えてきています。地域の中で聴覚障害を抱える高齢の方が暮らしていくために、デイサービスの利用または、聞こえる人と一緒に生活できる環境があればいいのですが、介護事業所にも手話でコミュニケーションが取れない事業所もあるため、困っておられる人もいます。

●会長

見えづらい課題もあると思いますが、勉強会をする予定とかはありませんか。

●委員

障害児者を守る協議会では勉強会の予定ありませんが、障害の程度が一人一人異なり、コミュニケーションがうまく取れない子どもたちが多いので、災害時の避難所の問題が今一番の課題となっています。

●会長

医師会ではそういう勉強会はございませんか。

●委員

医師会から一般会員への条例に関する通知は今のところございませんので、一般会員はまだ御存じないと思われます。組織としての活動は、まだです。

●委員

社会福祉施設協議会では条例について、これまで特段施行に当たっての意識付け等はありませんでしたが、今後は色々考えていかなければならないのかなと思いました。

●会長

6月23日の施行イベント開催時も、関係者や関係団体、当事者も含めて市民総ぐるみでこの条例に係る取組みを進めていくことを確認しましたので、私たち委員もそれぞれ所属されている団体等の中で勉強会等を実施できれば思います。

私からの情報提供ですが、昨年末の国連総会で9月23日を手話言語の国際デーとすることに決まったと聞いております。12月3日から9日まで障害者週間ですが、国連で手話言語の国際デーが設定されたことでアジア地域対象のイベントを日本を中心として行われるとニュースで聞きました。その日に合わせて御検討いただければと思います。

●委員

社会福祉協議会ですが、職員向けの取り組みとして毎日輪番で朝礼当番が回ってくるのですが、私の順番に回ってきたときに手話言語及び障害者コミュニケーション条例についての話をさせていただきました。また、事業のなかに学校での福祉事業があり、学校からの依頼を受けて、当事者団体や支援団体に学校に行ってもらい、話をさせていただく機会があります。

また、当協議会は亀岡市障害児者を守る協議会の事務局をしているのですが、総会において亀岡福祉会の理事長にお越しいただき、障害者差別解消法や条例の話をしていただきました。

●会長

これも私からの情報提供ですが、将来医療現場に関わる人を育成している明治国際医療大学で今年度から前期、後期1単位ずつですが、手話について学ぶ講義を実施しています。

他、何かご意見等ありますか。

●委員

防災についてですが、現在、口丹聴覚障害者協会亀岡支部と手話通訳者登録協会と亀岡市とで三者協定を結んでおります。この協定により先般の大阪北部地震と西日本豪雨の際にもスムーズな対応ができました。しかし、聴覚障害者の方々にはメールで情報を共有できるようにしていますが、FAXのほうが確実に届く方もいます。まだまだ運用上の課題もありますが、安否確認の際等、亀岡市と一緒に取組みを進めていきたいと思っています。

聴覚障害者はろうあ者だけでなく、難聴の方もいます。そういった方もきめ細かくフォローできる体制が整備できればと思います。

視覚障害者の方も災害時は大変な状況があると聞いていますので、お互い情報共有ができればと思います。

●会長

ありがとうございました。防災協定についても取組みが進んでいくことを願っています。

●委員

東日本大震災をきっかけに SNS 等のツールが有用であることがわかりました。現在はメンバー間でLINEを使用し始めています。

●会長

LINEは災害をきっかけとして、有事の際のコミュニケーション手段として開発されたことを私も最近知りました。

所定の時間を超えましたので、最後に事務局から何かありますか。

●事務局

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例では、条例の第3条以降に市の役割、市民の役割、事業所の役割という、それぞれ3者の役割を定め、市全体として取り組むこととしていますので、皆様に御協力の程お願いいたします。

今後の日程ですが、平成31年度から平成32年度にかけて、平成33年度から始まる第4期亀岡市障害者基本計画の策定にかかります。前段階として次回の協議会では第3期の計画分析、評価の実施と次期基本計画の策定スケジュールをご掲示できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●会長

今の報告について御意見等ございませんか。

(意見なし)

●会長

それでは、議事を終了いたします。

10. 閉会

●職務代理人(峰島委員 閉会のあいさつ)